

**山口県外来医療計画における外来医師多数区域（下関保健医療圏）での
新規開業者への要請に係る運用要綱**

（目的）

第1条 この運用要綱は、山口県外来医療計画に基づき、外来医師多数区域である下関保健医療圏において、新規開業者へ圏域で不足する機能の実施を要請する際の具体的な取扱いについて定めるものとする。

（定義）

第2条 「新規開業」とは、医療法第7条第1項及び第8条の規定に基づき、診療所を開設することをいう。ただし、歯科のみを標榜する診療所及び刑事施設等の中に設けられた診療所又は特定の事業所等の従業員や介護保険施設入居者の診療のみを行う診療所等であって、一般外来を行わない診療所については、要綱上で対象とする「新規開業者」には当たらないものとする。

また、新規開業者へ実施を要請する「圏域で不足する機能」は下記のとおりとする。

初期救急	在宅当番医制・休日夜間急患センターへの参加 (市町・郡市医師会からの依頼がある場合)
在宅医療	往診・訪問診療への対応 (患者や関係医療機関等からの依頼がある場合)
公衆衛生	学校医・産業医・予防接種等への協力 (学校・企業・郡市医師会等からの依頼がある場合)

（移転・承継等の取扱い）

第3条 移転・承継等による新規開業であって、以前と同等の機能を担う場合は、協議の場（地域医療構想調整会議、以下同じ）での協議を省略できることとする。

（例外的事項）

第4条 新規開業者へは原則として第2条で規定する「圏域で不足する機能」全ての実施を求めることとするが、協議の場での協議の結果、下記のいずれかに該当するとみなされる場合は、全ての機能を実施する場合と同様に取り扱うこととする。

- (1) 保健医療計画で定めるべき地において、新規開業者が初期救急機能を担う場合
- (2) 診療所の管理者が70歳以上である場合
- (3) 実施しない機能について、標榜する診療科目上、当該「不足する機能」を担うことが実質的に想定されないと認められる場合
- (4) その他協議の場の協議の結果、適当と認められる場合

（開設後の取扱い）

第5条 開設時に不足する機能を担う旨の届出を行い、実施していない又は実施を中止したことが判明した場合は、当初から実施していない場合と同様に取り扱うこととする。

(変更等)

第6条 この要綱については、必要に応じて協議の場での協議により変更等を行うことができるものとし、決定後はすみやかに変更後の要綱を公表するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。